

# 宇和島および高松の法律研究会

——法典編纂期愛媛県における法学教育の草創・補遺——

矢野達雄

## 目次

### 解題

### 【史料】

- i 宇和島法律研究会関係新聞記事
- ii 高松の法律研究会関係新聞記事
- iii 宇和島・高松の法律研究会に關与した法曹

## 一 解題

私は、前号『修道法学』第四三卷第二号に、「法典編纂期愛媛県における法学教育の草創——松山講法会と海南研法会を中心——」を掲載した。

本文の記述にあたっては、愛媛県の法律学修・研究団体の消息を伝える「海南新聞」記事に依拠した。そして、上記論考の末尾に「史料」編として、該当記事を「Ⅰ松山講法会関係新聞記事」「Ⅱ海南研法会関係新聞記事」「Ⅲ高松法律会関係新聞記事」に分けて掲載した。

ところで、「Ⅲ高松法律会関係新聞記事」に掲載すべき記事資料1点を見逃していたことを、前記論考の校正作業の最終段階において発見した。また宇和島の法律研究会については、前記「史料」編に項目を立てて掲載していないが、新聞記事によりつつ本文中に言及した。しかしこれについても、執筆時に見落としていた関係記事が二点あることを発見した。

私は、右三点の記事は、宇和島および高松の両法律研究会の意

義を考えるうえで重要な史料であると考ええる。それゆえ、前号掲載史料に遺漏があったことをお詫びするとともに、見落としていた三点の記事を「補遺」の形で補いたいと思う。なお史料掲載にあたっては、前号との重複を恐れず、両法律研究会関係の記事を時系列に沿って並べることとしたい。また、新聞記事の「補遺」に加え、両研究会に關与した法律関係者の経歴を併せて掲載する。

二

まず宇和島の法律研究会については、〈宇一13〉の三点の記事を掲載した。このうち前稿執筆時に参照したのは、〈宇一3〉のみであり、〈宇一1・2〉が新しい史料である。これによって、明治二(一八八八)年四月に宇和島で法律研究会が設けられていたことが分かった。この法律研究会は、会員は約三〇名で、判事の近藤熊孺(財産法担当)、安積勇三郎(刑法担当)および代官人の坂義三(治罪法担当)が講師として加わっていたことが判明する。〈宇一2〉によると、講師のうち近藤熊孺は、二一年五月に高松に転任することになり、送別会を開いたとある。近藤は、転任後早々に高松の研究会に参加したことが〈高一5〉で確認できる。その後、同研究会に関する記事は途切れるが、研究会が継続的に開催されていたこと、民・刑法分野のみならず商法についても学修・研究が開始されていた(ただし開始時期は不明である)ことが〈宇一3〉によって判明する。その後商法研究会は、明治二

三年一二月の商法施行延期法成立により、研究熱が低下し一時休会していたが、再開することになったこと、等も〈宇一3〉により分かる。

また、同研究会に關与していた代官人として、坂義三\*・山村豊次郎・清水新三の名前があがっているが、いずれも宇和島の代官人組合を代表する有力メンバーである。後掲リストを参照されたい。

\* 坂義三の表記について、〈宇一1〉および松本哲泓編『代官人事典』では、「阪」と記載されているが、新聞記事の多くや愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史・近代上』(一九八九年)、島津豊幸編著『愛媛県の百年』(山川出版社、一九八八年)その他愛媛県関係の人名録等では「坂」と記載されている。

三

高松の法律研究会については、今回加えた史料は〈高一3〉のみであるが、これによって同会に關与した法曹関係者の名前をかなり明らかにすることができる。会長である須古織之助(検事)のほか、判事として小川正治\*、土屋兼雄、近藤熊孺の三氏および代官人として田尾貫吾\*の名前はすでに前回史料であがっている。今回はこれに加え、判事候補として宮田(英太郎)\*\*、代官人として尾崎幾三郎、日比野何限、真鍋佐太郎、川口萬之助、六車與

平、松本茂らの名前が確認できる。さらにおそらく一般会員であるうが、会社役員、郡吏、教員など計五名の氏名が記されており、「始めは会員少数なりしも次第に隆盛に向ひ目下は余程盛んなり」という同会の活動を裏書きしている。

そもそも高松の法律研究会は、発足が明治二〇年九月であり、松山講法会の発足（二一年四月）よりも半年ほど早くなっている。また法曹の関与度に関して、講師として活動実績がどの程度あったか不明であるが、多くの代言人が関わっていたことは確かなやうである。

前稿でも触れたように、明治九年八月以降讃岐地域は伊予地域とともに愛媛県の一部であった。これに対し、讃岐地域においては早くから予讃分県の運動が展開された。この運動の奏功によって、愛媛県と香川県の二県となるのは、明治二一年一月三日であった。したがって明治一〇年代を通し裁判所の本庁も松山に置かれ、讃岐地域の裁判所は松山始審裁判所の管轄下にあった。名称も松山始審裁判所高松支庁（高松治安裁判所）等であり、分県した香川県に高松地方裁判所が設置されるのは、明治二三年一月裁判所構成法の施行以後のことである。

にもかかわらず、高松の法律研究会が松山講法会より発足の時期も早く、法曹の参加という点でも充実していたのは、注目される点である。

\*〔高―3〕には「小河」とあるが、おそらく小川正治の誤

宇和島および高松の法律研究会（矢野）

りであろう。

\*\*〔高―3〕では、「田尾貫吉」とあるが、これも田尾貫吾の誤りと思われる。

\*\*\*〔高―3〕では、「宮田判事試補」と記載されるにとどまるが、「職員録」から宮田英太郎を指していると考えられる。

#### 四

最後に、両研究会に関与した法曹の経歴等について、現在判明する範囲で記載した。判事・検事については、一人（小川正治）を除き経歴等を明らかにする文献に接しなかつたので、明治二一年「職員録」に依り同年段階の勤務裁判所および職名を記載した。そのほか代言人等については、左記の文献から引用した。引用文献名については略称を使用した。利用させていただいた文献の編著者および関係者各位に謝意を表したい。

松本哲弘編『代官人事典』ユニウス、二〇一六年……「代官人」と略す

松本哲弘編『明治法曹履歴事典』香里園松本法律事務所、二〇一七年（現在分冊第四〇号まで刊行）……「明治法曹」と略す

愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史・人物』一九八九年……「愛媛・人物」と略す

四二六（四二六）

「政党员名簿」(近代史文庫編「明治前期政治運動史料第二輯」一九六三年)……「政党」と略す

【史 料】

i 宇和島法律研究会関係新聞記事

〈宇—1〉

「海南新聞」第三二四三三號 明治二二年三月三十一日「雜報」

○法律研究会

宇和島の有志者は判事近藤熊孺、安積勇三郎、及代言人阪義三の三氏に依頼して講師となし題号の如き会を設くることに決し去る廿七日同地桜町志岐某の宅に於て右に關する協議会を開き三氏を始め会する者三拾余名にて規則其他該會に關する重要なことを相談し、も議論白出早速議の纏るべうも見えざりしかば遂に委員三名を撰び取調べしむることとなり其第一回は来四月二日に開くこととなしたり 了りて同地袋町三間屋に於て三氏を招待し兼て會員の懇親会を開き酒間教氏の演説等あり主客共に欲を尽して午後十二時全く散会せり 因みに云ふ同會に於て差当り研究すべき科目は刑法〔安積勇三郎〕 財産法〔近藤熊孺〕 治罪法〔阪義三〕等に於て尚ほ追々講師を増聘し且其科目をも増す見込なりと云ふ

〈宇—2〉

「海南新聞」第三二八二二號 明治二二年五月一七日「雜報」

○送別会

宇和島桜町に設立しある法律研究会の講師判事近藤熊孺氏は今度高松へ転任せしに付此程同會場に於て同氏の為め會員一同より送別会を開き會員総代山村豊次郎氏の演説近藤熊孺氏の答辭等もありたりと云ふ

〈宇—3〉

「海南新聞」第四〇〇三號 明治二四年二月一日「雜報」

○宇和島の商法研究会(来る第三土曜日より清水新三宅で開會)

は過日來年末に際して商売一般多望を極めしと且つ同法実施の延期となりしより會員中之れを中止せんなど唱ふるものありて一時は休會中なりしが右は今回いよいよ繼續することに決し来る第三土曜日より同地鋸町清水新三氏宅にて開會する筈なりとぞ

ii 高松の法律会関係新聞記事

〈高—1〉(前稿②)

「海南新聞」第二九九三三號 明治二〇年九月二二日「雜報」

○法律会

高松にては須古檢事及該地代言人諸氏の發企にて同會を設け已に去る十七日同地東浜なる泉又平氏の別荘に於て其第一回を開きたり 同日會長は須古檢事なりしと云ふ

〔高―2〕(前稿<sup>26</sup>)

〔海南新聞〕第三二七六号 明治二年五月一〇日〔雑報〕

○法律討論

高松の裁判官並びに免許代理人其他有志者の結合にて去る五日午後八時より同地倶楽部に於て法律の討論を為せり 其問題は民事「給料の契約なく人の代理を為したる者は追て給料を請求し得るや否や」にて第一説代理契約は無償なるが故請求し能はず 第二説自然法より論じ請求し得ると云ふに在りて第一説多数なりし 又刑事は「丁年者十二歳以下の者と共に罪を犯したるときは仍ほ犯人多数の故を以て加重するや否や」にて第一説犯人を加重すること 第二説犯人を加重せざることと云ふに在りて第一説多数なりし由

〔高―3〕

〔海南新聞〕第三二八一号 明治二年五月一六日〔雑報〕

○法律研究会

高松の法律研究会は客年十月頃開設したるものにて始めは会員少数なりしも次第に隆盛に向ひ目下は余程盛んなり 既に去る十二日午後七時より商工会議所に討論会を開きたるに出席者頗ぶる多かりし由 又会長は須古検事にして会員の重立ちし人々は宮田判事試験補、小河判事、代言人尾崎幾三郎、日比野何限、真鍋佐太郎、川口萬之助、六車與平、田尾貫吉、松本茂、会社役員久保田太喜

宇和島および高松の法律研究会(矢野)

万、郡吏宮地喜藏、宮阪作次郎、辻太吉、教員上野茂吉郎等の諸氏なりと聞けり

〔高―4〕(前稿<sup>28</sup>)

〔海南新聞〕第三三二〇号 明治二年六月三〇日〔雑報〕

○研法

高松研法会にては去る二十三日同地兵庫町倶楽部に於て定期会を開き刑事問題は発題者田尾貫吾氏にて「茲に甲者あり乙者が私に所有する刑法第五百七条の物品即ち陸海軍の用に供する銃砲彈薬を窃取したるときは甲者の所分如何すべきか」と云ふにて「乙者に所有権ありて甲者有罪」に決す 又刑「民ノ誤リカ?」事問題は発題者小川正治氏にて「売買を約するに方り売主買主共に詐欺の所為ありたるときは双方より取消を求め得るや」と云ふにて「取り消す」に決す 且つ同会は従来会員の親族朋友に限り特に傍聴を許し来りしが去る二十三日よりは是等の人と雖も傍聴を謝絶することとなせしと聞く

〔高―5〕(前稿<sup>29</sup>)

〔海南新聞〕第三三二三号 明治二年七月三日〔雑報〕

○研法

高松研法会は一昨々日開きたり 問題は治罪法発題者須古織之助氏にて「原裁判言渡書中に記載ある数罪俱発の場合に於て其一罪

四二四(四二四)

〈判檢事〉

① 安積勇三郎

松山始審裁判所宇和島治安裁判所判事(明治二十年「職員録」による)

② 近藤熊彌

松山始審裁判所宇和島治安裁判所判事(明治二十年「職員録」による)

に對して上告を為したる場合に大審院は上告外の部分も破毀する權あるや否や」民事發題者土屋兼雄氏にて「戸主甲生前に其次男丙に財産全部を贈与するの遺囑証書を製して丙に与へ甲死したる後ち丙は右証書の通り財産の全部を受け分籍をなしたり 然るに長男乙は遠方より取り來り家名を相続したるに財産一品も之れなきに付丙に係り財産分与を求めたり 右乙請求相立つべきや否や但し參考遺囑証書確實にして親族三名の連署あり」予備刑事發題者近藤熊彌氏にて「老嫗風呂敷包を肩にして山道を通過す 丁壯乙者其包を取らんと欲す 後より其包みを引きたる所甲者不意に引かれたる為め手を離したるに依り乙者は之を取り去る 右乙者の処分如何」と云ふにあり

〈高—6〉(前稿<sup>30</sup>)

〔海南新聞〕第三三六五号 明治二十年二月二日〔論說〕

○法律研究会

丸龜の代言人赤尾勘太氏は本籍は同地九番町に在れども身は重もに高松にありて訴訟代言等の事に従ひ居ることなるが今度丸龜南條町四十六番戸大西澤造と云ふ人と組合同横町岡田為三方にて来年一月十三日より毎日曜日に法律研究会を開く筈の由

iii 宇和島・高松の法律研究会に關与した法曹

〔宇和島〕

〈代言人〉

① 阪義三

嘉永五年九月?。族籍、愛媛県士族。出身地、高知県。明治九年、高知において代言免許を受けるが、明治一年廢業する。しかし、明治一三年一二月、再度、高知において代言免許を受けた。その後、明治一九年ころまでに宇和島に移転。愛媛県会議員となる。明治二年、明治十二年、宇和島代言人組合会長。明治二六年五月一日、松山地裁検事局に弁護士登録。明治四〇年七月八日、弁護士登録取消。朱髯頬を覆い、自ら朱髯公と称する。(以上、「代言人」一四三頁)

坂義三

嘉永五年—昭和七年(一八五二—一九三二) 政治運動家。自

由党の遊説員として宇和島地方の民権運動を鼓舞した。嘉永五年九月九日、土佐国土佐郡赤石で士族の子に生まれた。高知立志社設立に参加し、明治一三年代言人免許を受けてこれを職業とするかたわら自由党员として中四国地方を遊説して回り、一六、七ころより宇和島に寄宿した。同地で山崎惣六らを説得して三大事件建白運動を展開、宇和四郡の旧里正その他農商民の主立った者を勧誘して署名集めに奔走、宇和郡建白代表者として上京したが、保安条例で退去二年六ヵ月を命ぜられた。予讃分県前後には宇和島大同派の中心人物として活躍、明治二二年一月の県会議員選挙で自らも当選したが、この年一月の通常県会で反対派の有友正親らが議員資格地租一〇円に満たないと問題にし、やがて議員を辞した。仲間には人望があつたが、警察や反対派からは「姦佞邪智」と評された。県会議員を辞職した後、二三年三月愛国公党勧誘に来松した板垣退助の歓迎会に出席したのを最後に県政界の表舞台から姿を消した。昭和七年三月三日、七九歳で没した。(以上、「愛媛・人物」二七七―二七八頁)

八十 乙種 高知県土族 坂義三

本籍 高知県土佐国土佐郡赤石三十四番屋敷 当時 北宇和郡佐伯町五十番地寄留

生年月日 嘉永五年九月生

宇和島および高松の法律研究会 (矢野)

性質 姦佞邪智

伎倆 普通ノ学力ヲ有シ稍々法律ニ通シ言論ニ長ス。

家属 父及ヒ妻子アリ。

財産 五百円余ノ財産ヲ有ス。

主義 自由

挙動 常ニ代言ヲ以テ裁判所ニ出入シ、又政党员ト交際シ

時々高知へ往復セリ。

名望 可ナリ人望アリ。

履歴 明治九年ノ頃高知県十等警部ヲ奉職セシカ程ナク辞職

シ、同十三年中代言免許ヲ受ケ其後福井県下越前国地租再

検査ニ際シ一時雇ハレテ周旋セシコトアリシモ、頗ル狡猾

貪欲ノ呼ヲ受ケ間モナク解放セラレ、爾後四国或ハ中国広

島辺ヲ徘徊セシガ明治十六、七年ノ頃ヨリ本県下宇和島ニ

寄留シ、代言ヲナセリ。然ルニ廿年十一月該地建白委員ト

ナリ上京セシガ、保安条例ニヨリ退去二年六ヶ月ヲ命セラ

レタリ。

備考 高知県立志社設立ノ際等ハ周旋奔走類ニ尽力シタル趣、

自ラ称言スルモ実否詳ナラス、併シ旧自由党ノ一人ニシテ

明治十二、三年ノ頃ハ該県ニテ頻リト演説等ヲナシタル由

ニ聞ク。(以上、「政党员名簿」七九頁)

② 清水新三

四二二(四三二)

嘉永六年九月、大正五年二月二十九日。族籍、愛媛県士族。宇和島藩士清水長蔵の長男。宇和島の代言人岩本新と交わり、法律学を修め、明治一八年一月、宇和島において代言免許。明治二三年、宇和島代言人組合会長。明治二六年五月二日、松山地裁検事局に弁護士登録。明治二一年、明治三二年、県会議員に当選。改進黨員。(以上、「代言人」一六四頁)

清水新三

嘉永六年、大正五年(一八五三、一九一六)弁護士、県会議員・副議長。宇和島で三大事件建白運動に奔走した。嘉永六年九月二八日、宇和島城下裡町で藩士の家に生まれた。維新後捕亡吏となり、師範学校幹事を奉じ、小学校教員などを努め、一二年東宇和郡長告森良の下で郡書記になった。やがて代言人の免許を得、二〇年ごろ三大事件建白運動が起ると、坂義三らと共に建白署名集めに奔走した。二一年、坂・山崎惣六ら大同団結派と絶交して堀部彦次郎らと愛媛の改進黨旗上げに参加、二二年一月の選挙では大同派に敗れた。二〇年代宇和郡各地で展開された無役地訴訟では被告旧庄屋の代理人を務め、農民とは一線を画した。三二年九月再度県会議員になり、三六年三月、一〇月副議長を務めた。その後、弁護士業に専念した。大正五年二月二十九日、六二歳で没した。(以上、「愛媛・人物」二二八九頁)

八十六 乙種 代言人 清水新三  
本籍 北宇和郡裡町  
生年月日 嘉永六年九月二十八日  
性質 温順ニシテ活発

伎倆 法律ニ精シク少シク弁舌アリ  
家属 妻アリ母アリ妹一人子三人

財産 ○  
主義 自由

挙動 常ニ自由主義ヲ執ル者ト交際相往来ス。  
名望 業体ニヨリ市街ニ名望アリ。

履歴 八九年前捕亡吏ヲ奉ジ、師範学校幹事ヲ奉シ、四五年  
前小学教員及東宇和郡郡書記ヲ奉シタル事アリ、辞シテ代

言人トナル。

備考 ○ (以上、「政黨員名簿」八一頁)

③ 山村豊次郎

明治二年、昭和一三年(一八六九、一九三八)初代宇和島市長・衆議院議員。明治二年三月二六日、宇和島城下笹町(現宇和島市)で士族村松喜久蔵の次男に生まれた。後に政敵として争う国民党「憲政会代議士村松恒一郎は兄である。三年父が士族株を買って別家させ山村を名乗った。鶴島小学校卒業後、末広静の静古蘭、加藤自謙の継志館などに学んだが、

家が貧しく宇和島裁判所給仕や西宇和郡役所臨時雇などで家計を助けた。政治に関心を示し始めたのは代役人坂義三の事務を手伝ってからで、大同団結運動に参加して二三年の第一回衆議院議員選挙では末広鉄腸の運動員として活躍、同年末広のついで大阪の関西日報に入社、ついで東京の新聞国民に移った。二四年日本法律学校（現日本大学）に入学、代議士牧野純蔵の書生に住みこみ苦学した。二八年弁護士試験に合格して宇和島に帰り、法律事務所を開いた。自由党に入党し、三二年宇和島町会議員、三三年北宇和郡会議員に当選、三六年郡会議長に選ばれた。明治三九年七月重岡薫五郎死去に伴う衆議院補欠選挙に、政友会から立候補して当選したが、一家の扶養の義務や兄村松恒一郎との政争の回避などを理由に、四一年五月の選挙では出馬を辞退、以後、代議士になることを断念して地方政治に専念した。四四年宇和島運輸会社取締役、大正二年宇和水電取締役、五年鶴島漁業組合連合会長などを歴任して、九年宇和島町長に推されて就任した。政治力で市制実施を進めて大正一一年五月初代市長に就任した。市庁舎の建設、港湾改修、水道建設などを推進したが、一五年一月市会議員選挙における市吏員の失態の責任を負い辞職した。山村が去った後、市当局と市会の対立や党派抗争で市制が渋滞したので、昭和二年三月再び市長に返り咲いたが、懸案の須賀川付替工事で反対派が市長不信任案を可決したので、

宇和島および高松の法律研究会（矢野）

五年一〇月任期途中で市長を退いた。公職を離れると同時に弁護士を開業し、宇和島鉄道会社社長・南予時事新聞社長・宇和島運輸取締役を兼ねた。昭和七年二月の第一八回衆議院議員選挙の候補に政友会から懇請されたが、民政党代議士村松恒一郎との競争になるため熟慮したのち立ち、当選した。一一年二月の衆議院議員選挙でも再選され、宇和島鉄道の国鉄移管などを斡旋した。昭和一三年九月一三日、六九歳で没し、宇和島光国寺に葬られた。和霊神社境内に山村豊次郎顕徳碑が建立されている。（以上、「愛媛・人物」六六六～六七頁）

#### 【高松】

（判検事）

#### ① 小川正治

判事、検事

生年…安政六年六月二五日

没年…不詳

族籍等…神奈川土族。

経歴等…明治一六年七月、司法省法学校（速成科二期生）を卒業して判事補となり、新潟始審裁判所詰、に編入となり、松山始審裁判所詰、宇和島支庁詰、高松支庁詰を経て、明治二〇年一二月、治安裁判所判事に任じられた。

四二〇（四二〇）

履歴…(省略)

(以上、「明治法曹」第一九分冊、二〇頁)

② 近藤熊孺

松山始審裁判所高松支庁判事(明治二年「職員録」による)

③ 須古織之助

松山始審裁判所高松支庁検事(明治二年「職員録」による)

④ 土屋兼雄

松山始審裁判所高松治安裁判所判事(明治二年「職員録」による)

⑤ 宮田〔英太郎〕

松山始審裁判所高松支庁判事試験補(明治二年「職員録」による)

〈代言人〉

① 赤尾勸太

代言人・弁護士(東京、丸亀、高松)

生年…安政五年一二月

没年…不詳

族籍等…香川県土族。赤尾甚蔵の長男。号、嘯。

経歴等…明治一七年、帝国大学別科に入学し、明治一九年四月、司法省法学校速成科(三期生)に編入となり、同校を卒業し、明治二一年二月、代言免許を受けた。

事務所…東京大久保余丁町(明二三)、香川県丸亀市九番町(明三六)、丸亀市塩飽町。出張所、高松市西新通町(大三)。公職等…丸亀市会議員。明治三二年五月、丸亀市に市制が実施された際に当選(二級)。その後、明治四一年四月まで。明治四四年四月から大正三年まで。

香川県会議員。吉岡六蔵辞職に伴う補欠選挙において当選。履歴…(省略)

(以上、「明治法曹」第一分冊、二〇頁)

② 尾崎幾三郎

代言人・弁護士(大阪、函館、大津、札幌、福島)

生年…不詳

没年…不詳

族籍等…滋賀県土族。

経歴等…明治一八年一月、大阪において代言免許。奈良東向南町に事務所開設。明治二六年五月一日、函館地裁検事局に弁護士登録。明治三三年三月、大津地裁に登録換え、明治三五年九月、札幌地裁に登録換え、更にその後、福島県に移つ

た。

履歴…(省略)

(以上、「明治法曹」第二〇分冊、一五頁)

③ 川口萬之助

代言人・弁護士(東京、高松)

生年…文久三年ころ。

没年…大正四年三月四日

族籍等…栃木県平民。出身地、下野国足利。

経歴等…明治一七、八年ころ上京し、麹町の広瀬の塾で漢学

を学び、更に、明治法律学校に通って、明治一九年一二月、

代言人試験に及第し、明治二〇年一月から代言免許を受けた。

ただし、明治法律学校は卒業していない。牛込の寺の一隅を

借りて代言事務所を開いたが、明治二一年、ある先輩からさ

ん州に事件があるので行ってくれと頼まれ、三河と思つて承

知したところ、さん州とは讃州高松であった。しかし、断る

わけにも行かず、高松に出張した。高松では、次の期日が一

〇数日後であったが、東京と四国を往復しては不経済である

ので、次の期日まで滞在していたところ、東京からえらい代

言人が来ていと評判が立ち、事件を依頼に来る者が増えて、

東京に帰りにくくなり、結局高松に事務所を開くことになつ

た。明治二六年五月一日、高松地裁検事局に弁護士登録。

宇和島および高松の法律研究会(矢野)

公職等…高松市会議員、議長。

履歴…(省略)

(以上、「明治法曹」第二五分冊、一八頁)

④ 田尾貫吾

?…大正六年。族籍、長崎県平民。明治一三年一二月、大阪

において代言免許。明治一六年ころ、高松に移った。明治二

六年五月一日、高松地裁検事局に弁護士登録。明治三〇年七

月、西条区裁判事に任官した。明治三二年八月、同区検事

に転じ、その後、明治三二年七月から松山区検事、明治三

三年五月から福江区検事、同年一〇月から小倉区検事、

明治三四年一二月から久留米区検事、明治三五年七月から

福岡区検事、明治三七年八月から同区検事を務めた。明

治三八年四月、大島区検事に移動を命じられたが、同年六

月、退職した。その後、福岡県行橋で弁護士をしたが、明治

四二年八月、再度検事に任官し、増田区検事となり、明治

四三年一月から今橋区検事、明治四四年一二月から高梁

区検事を務め、大正二年五月、休職となった。(以上、「代

言人」一八二頁)

⑤ 日比野何限

?…明治三九年八月ころ。族籍、高知県士族。明治一三年一

四一八(四一八)

二月、京都において代言免許。明治一九年ころ、高松に移転。明治二六年五月一日、高松地裁検事局に弁護士登録。明治三九年八月一日、死去により弁護士登録取消。(以上、「代言人」二六四頁)

議員に当選。二期を努める。同年四月から明治二四年一月まで、議長代理。明治三五年四月一日、死去により弁護士登録取消。(以上、「代言人」三〇六頁)

⑥ 松本茂

生没年不詳。族籍、香川県平民。明治一六年一月、高松において代言免許。明治二六年五月一日、高松地裁検事局に弁護士登録。(以上、「代言人」二九二頁)

⑦ 真鍋佐太郎

? 明治二八年四月二八日。族籍、香川県平民。明治五年に北海道開拓使産物会社に入るが、明治七年には、郷里において、代書代言の業に就く。明治一三年二月、愛媛において代言免許。高松代言人組合に属す。明治二六年五月一日、高松地裁検事局に弁護士登録。高松町会議員。(以上、「代言人」二九四頁)

⑧ 六車與平

? 明治三五年。族籍、香川県平民。明治一六年七月、奈良において代言免許。その後、高松に移り、明治二六年五月一日、高松地裁検事局に弁護士登録。明治三三年三月、高松市